

事務連絡  
令和2年2月4日

各検疫所御中

検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての質問票の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、水際対策を着実に実施するため、「新型コロナウイルスに関する感染症の発生に係る検疫対応について」（令和2年1月24日付け事務連絡）および「新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての14日以内の発生国滞在歴に関する確認について」（令和2年2月1日付け事務連絡）により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、中華人民共和国から本邦へ到着する航空機、客船（貨客船を含む）の全乗客乗員の湖北省滞在歴等を確実に把握するため、健康カードの配布とあわせて、質問票の徴集についても対応することとします。

各検疫所におかれましては、下記事項に留意し、実施に遺漏無きようお願いします。

なお、14日間以内に湖北省滞在歴がある者については、健康状態のフォローアップを実施することとなりますので、対象者の質問票を検疫所業務管理室へ送付願います。あわせて、湖北省滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡願います。

記

1. 質問票は両面赤黒コピーA4サイズにて印刷すること
2. 検疫所は、印刷した質問票を航空会社（船社）へ持ち込み、機内（船内）に事前に搭載するよう依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう依頼すること
3. 2. の対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴収すること
4. 2. で記入された質問票については、検疫ブースもしくは船内において検疫官が内容を確認のうえ、湖北省滞在歴の有無を確認すること。その結果、湖北省滞在歴および症状

がない場合には「青い紙」を配布すること。湖北省滞在歴または発熱等の疑いがある場合は「赤い紙」を配布すること

5. 「赤い紙」を配布した者に対して、問診・診察の結果、新型コロナウイルスを疑う場合においては、検査等を実施するとともに、必要な措置を講ずること。
6. 湖北省滞在歴を有し、症状がない者においては、厚生労働省において、健康状態のフォローアップを実施するため、速やかに質問票を検疫所業務管理室へ送付すること

以上